特記仕様書

立科国有林 森林環境保全整備事業 東信11

作　業　種	林小班	仕　様					備考
		全　刈		筋 刈 又 は 筋 置		坪刈	
		植 幅 (刈 幅)	置　幅 (残 し 幅) ○ m 以 内	植 幅 (刈 幅) ○m以上	置　幅 (残 し 幅) ○ m 以 内	刈幅(R) = 伐根中心	
新植地拵	立科110い①			4.0 m	3.0 m		
新植地拵	立科110い③			4.0 m	3.0 m		
新植地拵	立科111ち②			2.0 m	2.0 m		
新植車両系機械地拵	立科110い①			4.0 m	3.0 m		
新植車両系機械地拵	立科110い③			4.0 m	3.0 m		

※刈幅(植幅)・置幅(残し幅)は水平距離表示であるので、傾斜角がある場合、実距離(斜距離)に換算した値とする。

※「全刈又は筋刈地拵(刈払)」もしくは「筋置地拵(枝条整理)」の仕様を適用する場合は、備考欄にその旨を記載する。

特記仕様書（車両系機械地拵）

作業種	適用林小班	仕様		
		筋置		
		植幅 ○m以上	置幅 ○m以内	
新植車両系 機械地拵	110 い①③	4.0m	3.0m	

※植幅・置幅の距離は水平距離表示であるので、傾斜角がある場合は実際の距離（斜距離）に直した距離とする。

特記仕様書（車両系機械地拵）

1　末木枝条の処理

（1）作業区域内の末木枝条等の整理、集積等をグラップル、プロセッサー等の車両系木材伐出機械及びバックホー等（以下「車両系」という。）を使用して行う。

（2）植幅・置幅は、標準図（車両系機械地拵）のとおりとし、植筋の方向は、原則として等高線状（横筋）とする。

（3）末木枝条を集積する場合、車両系が移動できるように、概ね５０ｍに１箇所程度に通路（無集積箇所）を設ける。

（4）植幅内の車両系の走行は１回程度とし複数回の走行は極力避ける。

（5）地形や障害物等があり末木枝条等が筋置に集積できない場合は監督職員の指示に従う。

2　伐根の処理

　車両系走行の支障となる伐根切り下げを行う。

3　天然の有用稚幼樹の処置

　天然の有用稚幼樹は、作業の支障になるものを除きすべて保残する。

4　功程調査協力

　国及び県等の研究機関等の調査に協力すること。

標準図（車両系機械地拵）110 い①③

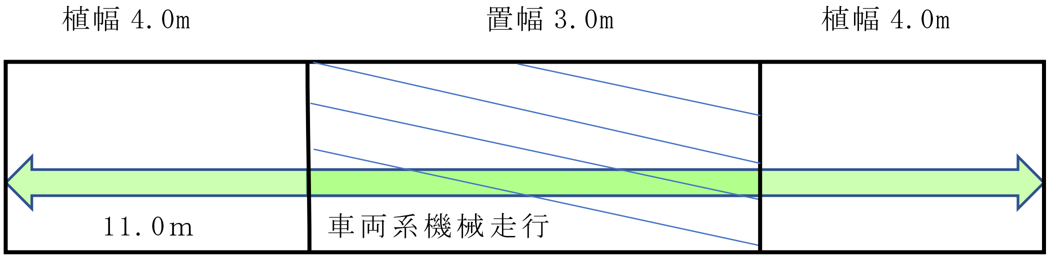

特記仕様書

立科国有林 森林環境保全整備事業 東信11

作業種		数量						計	仕様			
	樹種	カラマツ2中（地上長25cm上）							列間（m）	苗間（m）	伐根周囲（本）	植付本数 本/ha
	適用林小班＼梱包種	コンテナ										
新植植付	立科110い①	5,300						5,300	2.0	1.8		1,611
新植植付	立科110い③	5,250						5,250	2.0	1.8		1,610
新植植付	立科111ち②	6,950						6,950	4.0	1.6		1,601
合計		17,500						17,500				

※補植作業の場合は、既往の植栽木のうち『枯損・著しい芯枯れ』等、将来にわたって成林の見込のない枯損木を抜き取りその位置に植える。ただし、その位置が植付に適さない場合は、枯損木を抜き取らずに隣接する箇所に植えることとする。なお、抜き取った枯損木はその場に存置すること。

※広葉樹の植栽木は、赤テープ付ける等して表示すること。

植付標準間隔図

110い①③

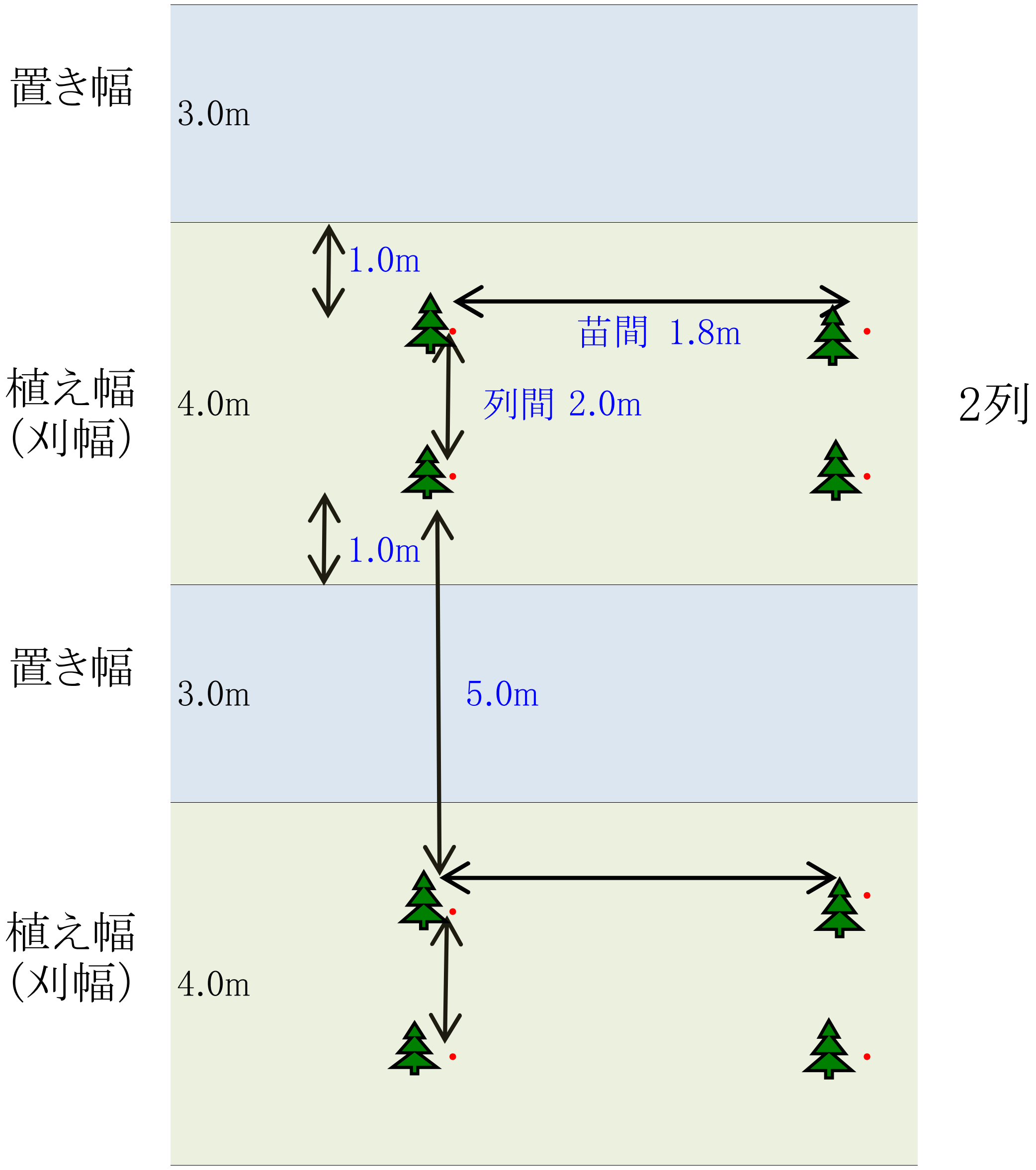

植付本数 1600本/ha

植付標準間隔図

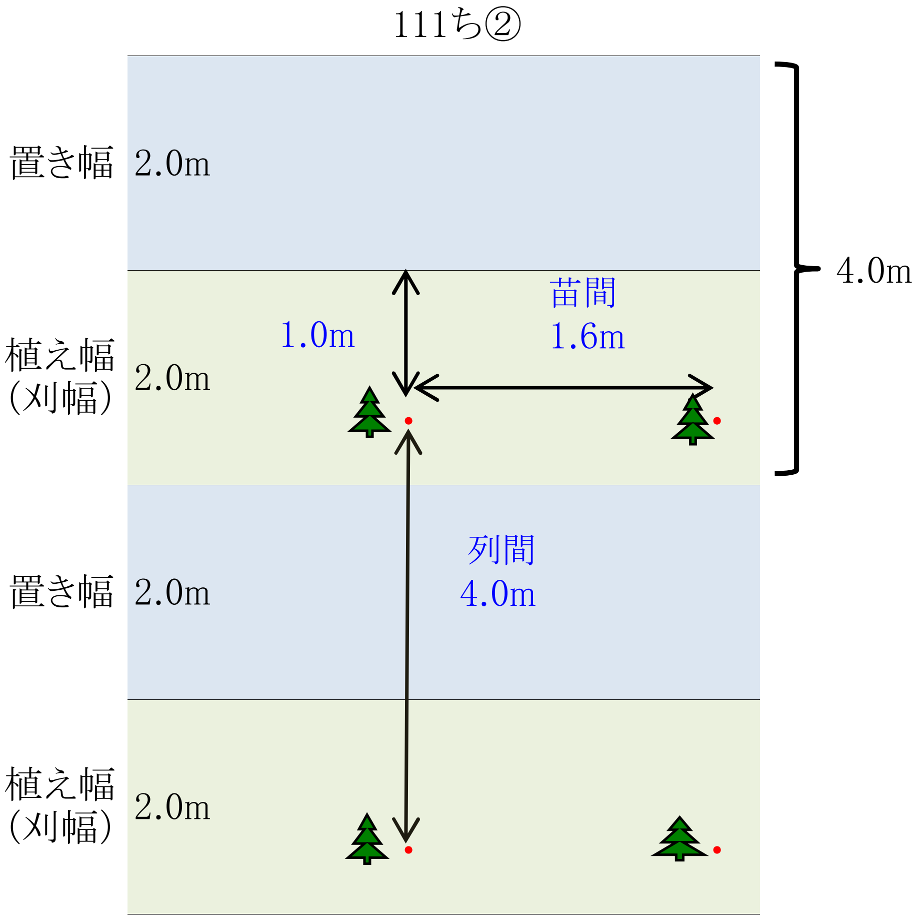

植付本数　1600本/ha

特記仕様書

立科国有林 森林環境保全整備事業 東信11

作　業　種	適用林小班	仕　　　　　　様		
		刈払方法	刈幅	その他
下刈	立科109い②	筋刈	4.0 m	
下刈	立科109い④	筋刈	4.0 m	
下刈	立科109に④	筋刈	4.0 m	
下刈	立科109へ①	筋刈	2.0 m	
下刈	立科109へ②	筋刈	2.0 m	
下刈	立科109ぬ	筋刈	2.0 m	
下刈	立科109る①	筋刈	2.0 m	
下刈	立科109る②	筋刈	4.0 m	
下刈	立科110ろ	筋刈	4.0 m	
下刈	立科110は①	筋刈	4.0 m	
下刈	立科111と①	筋刈	4.0 m	
下刈	立科111り①	筋刈	2.0 m	
下刈	立科111り②	筋刈	2.0 m	
下刈	立科111り③④	筋刈	4.0 m	縦地拵
下刈	立科113な	筋刈	4.0 m	

※刈幅の距離は水平距離表示であるので、傾斜角がある場合は実際の距離(斜距離)に直した距離とする。

特記仕様書

事業内訳書により個別で事業期間が指定されている作業について、下記期日までに監督職員と調整の上部分完了届等を提出すること。

作業種	提出期限	備考
新植植付（春）	令和8年6月30日	部分完了届
新植地拵	令和8年6月30日	部分完了届
下刈	令和8年9月30日	完了届

注1：　作業が完了している場合は可能な限り纏めて部分完了届を提出すること。

注2：　契約内容の変更により事業期間が変更された場合は、変更後の事業期間末日までとする。

特記仕様書

○国土強靭化関連事業における工事看板の取扱いについて

　次のとおり工事看板に国土強靭化対策事業であることを記載し、地域住民等に対して発信することとする。

１　工事看板の記載内容

　工事看板に事業内容及び国土強靭化対策事業であることを簡潔に記載する。

記載文章例
健全な森林づくりのため植付を行っています 国土強靭化対策事業

２　留意事項

　標準仕様書により設置を義務付けしている看板等とは別に、新規で看板を制作することは不要。これまで設置していた看板等に、文章を追加することとする。